

役員等の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人八代保育園の役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員）の報酬及び旅費等に関する取扱いについて定める。

(報酬等)

第2条 報酬及び旅費等の額については、次のとおりとする。

① 理事、監事

理事、監事には、次の旅費等（日額）を支払う。

理事会、監事会への出席	1回	5,000円
評議員会への出席	1回	3,000円
評議員選任・解任委員会への出席	1回	2,000円

② 理事長

理事長には、次の旅費等（日額）を支払う。

八代保育園への出勤	1回	5,000円
研修会等への出席	1回	5,000円

ただし、月2万円を上限に支払う。

③ 評議員

評議員には、次の旅費等（日額）を支払う。

評議員会への出席	1回	3,000円
----------	----	--------

④ 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員には、次の旅費等（日額）を支払う。

評議員選任・解任委員会への出席	1回	2,000円
-----------------	----	--------

2 出張に関する旅費、日当（管外等のみ）について、及び、他市在住の役員には職員旅費支給規則を準用する。

(退職慰労金)

第3条 理事及び監事が退職したときは、理事及び監事として在職した期間に応じて次の表の基準に従って役員退職慰労金を支給する。

役員在職期間	慰労金の額
10年未満	1万円
10年以上 20年未満	2万円
20年以上 30年未満	3万円
30年以上	5万円

2.在職期間に6ヶ月以上の端数が生じたときは1年とする。

ただし、理事長の職にあった期間はその期間を2倍に換算するものとする。

(公表)

第4条 法人はこの規則をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は評議員会が定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(附則)

この規則は、平成29年4月1日から改正実施する。

この規則は、令和4年3月19日から施行する。

この規則は、令和5年2月18日から施行する。